

千葉県報

定例
平成30年1月19日

第13293号

平成30年1月19日(金曜日)

千葉県報

主要目次

○ 千葉県海面漁業調整規則の一部を改正する規則	一
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	二
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の廃止	三
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の休止	三
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定の辞退	三
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定	三
○ 生活保護法等に基づく指定施術者の指定	四
○ 生活保護法等に基づく指定施術者の廃止	四
○ 特定計量器の定期検査の実施	五
○ 土地改良区の解散	六
○ 千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	六
○ 道路区域の変更(二件)	八
○ 道路の供用開始(三件)	九
○ 公告	九
○ 里山活動協定の変更の認定	九
○ 宅地建物取引業法に基づく処分	〇
○ 公共測量の実施(九件)	〇
○ 公共測量の終了	〇
○ 土地区画整理事業の事業計画の変更の案の縦覧	一
○ 特定調達公告	一
○ 入札公告(二件)	一
○ 落札者等の公告	一

規則

千葉県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年一月十九日

千葉県規則第一号

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

千葉県海面漁業調整規則(昭和四十年千葉県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「流しさし網」の下に「かじき、かつお、まぐろ、さめ、」を加え、「、又は」を「又は」に改める。

第四十条第二項中「富津埼」を「富津岬」に、「。以下同じ」を「(以下同じ。)」に改める。

第四十七条第一項の表中「昭和三十八年四月十九日付け農林省告示第五百一号」を「小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件(昭和三十八年農林省告示第五百一号)」に改め、同条第二項中「洲の埼灯台」を「洲埼灯台」に改める。

第五十八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「流しさし網漁業」の下に「かじき、かつお、まぐろ、さめ、」を加え、「、又は」を「又は」に改める。別記第五号様式を次のように改める。

第五号様式(第十条)

許可番号第 号	
〇〇漁業許可証	
住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
1 漁業種類	
2 操業区域	
3 操業期間	月 日から 月 日まで
4 船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5 許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 制限又は条件	
年 月 日	千葉県知事
印	

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四十条第二項及び第四十条七条の改正規定、別記第五号様式の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 かじき、かつお、まぐろ又はさめを目的とする流しさし網(以下「かじき等流しさし網漁業」という。)の方法により漁業を営もうとする者であつて、改正後の千葉県海面漁業調整規則(以下「新規規則」という。)第七条の規定による漁業の許可又は第二十一条第一項の規定による起業の認可を受けようとするものは、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新規規則第八条第一項又は第二十一条第二項の規定

の例により、かじき等流しさし網漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすることができ。

3 知事は、施行日前においても、新規規則第七条、第八条第二項、第三項及び第六項、第九条、第十条、第十四条、第十九条、第二十一条第一項及び第三項、第二十二條から第二十八条まで並びに第三十条から第三十二条までの規定の例により、かじき等流しさし網漁業に係る漁業の許可及び起業の認可その他必要な行為をすることができ。

(経過措置)

4 別記第五号様式の改正規定の施行の際現に交付されている改正前の千葉県海面漁業調整規則別記第五号様式による許可証は、その有効期間内においては、新規規則別記第五号様式による許可証とみなす。

告

示

千葉県告示第二十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
アップル薬局	八柱店	松戸市常盤平陣屋前一七の一五			平成二十九年	十月	一		
あさがお薬局	馬橋店	松戸市馬橋一、八三二の四							
オリエンタル	ファーマシー	山武市蓮沼二の二、〇六八の一							
シヤルム	クリニック	松戸市秋山六八の五			平成二十九年	十一月	一		
和田診療所		佐倉市八木九三三の二							
黒須医院		富里市十倉四四							
ほうじょう	歯科医院	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷五の一の三九							
うらやす・	デンタルホーム	浦安市北栄三の三八の二五							
ムクリニク									
なのはな	薬局	市川市南行徳一の一八の六							

ファーマライズ薬局本八幡店	市川市南八幡四の七の一三	〃
鈴木薬局松戸五香店	松戸市常盤平五の一の一	〃
セピア薬局松戸店	松戸市金ケ作四〇八の三三三	〃
薬局マツモトキヨシ松戸西口駅前店	松戸市本町一八の六	〃
わかば薬局パークビュー	流山市前平井一五四の一	〃
アイワ薬局富里七栄店	富里市七栄六五三の九三	〃

千葉県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社日本生科学研究所	東京都新宿区河田町三の一〇	日生訪問看護ステーション浦安	浦安市猫実四の一八の三四	平成二十九年十一月三十日

千葉県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関の休止について次のとおり届出があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所	在	地	休	止	年	月	日
薬局くすりの福太郎成田はなのき台店	成田市はなのき台一の一	八			平成二十九年十一月一日				

千葉県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関は指定医療機関の指定を辞退した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

名	称	所	在	地	辞	退	の	効	力	発	生	年	月	日
パワードラッグワンスセガミ薬局津田沼店	習志野市津田沼一の二の二	二			平成二十九年九月三十日									

千葉県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団千仁会	市川市高石神三三の二	上田歯科医院	市川市高石神三三の二	居宅療養管理指導	平成二十九年十二月一日
医療法人社団千仁会	市川市高石神三三の二	上田歯科医院	市川市高石神三三の二	介護予防居宅療養管理指導	〃
吉岡倫太郎	八千代市大	やちよホーム	八千代市大	訪問看護	〃

吉岡倫太郎	和田新田七 六の四三	クリニック	和田新田七 六の四三	訪問リハビリテーション	〃
吉岡倫太郎	八千代市大 和田新田七 六の四三	やちよホーム クリニック	八千代市大 和田新田七 六の四三	介護予防訪 問看護	〃
吉岡倫太郎	八千代市大 和田新田七 六の四三	やちよホーム クリニック	八千代市大 和田新田七 六の四三	介護予防訪 問リハビリ テーション	〃
吉岡倫太郎	八千代市大 和田新田七 六の四三	やちよホーム クリニック	八千代市大 和田新田七 六の四三	介護予防居 宅療養管理 指導	〃
有限会社とみ おか薬局	浦安市富岡 四の九の六	とみおか薬局	浦安市富岡 四の九の六	居宅療養管 理指導	〃
有限会社とみ おか薬局	浦安市富岡 四の九の六	とみおか薬局	浦安市富岡 四の九の六	介護予防居 宅療養管理 指導	〃
山本信也	南房総市千 倉町南朝夷 一、二二〇	山本歯科医院	南房総市千 倉町南朝夷 一、二二〇	居宅療養管 理指導	〃
山本信也	南房総市千 倉町南朝夷 一、二二〇	山本歯科医院	南房総市千 倉町南朝夷 一、二二〇	介護予防居 宅療養管理 指導	〃

千葉県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	施設名称	術		指定年月日
		所在地	所在地	
西廣剛	にしひろ整骨院	銚子市川口町一の二、〇五〇の一	〃	平成二十九年十一月一日
等々力賞子	メディケア訪問マッサージ	東京都葛飾区東新小岩五の四	〃	〃
中村美月	中村美月	市川市塩浜四の二の三六	〃	〃
田中香里	ててて整骨院	館山市八幡二六二	〃	〃
池田龍	ゆめみの整骨院	東京都葛飾区鎌倉三の一六の三	〃	〃
尾崎慶一	ひまわり堂接骨院	東京都荒川区南千住六の五の四	〃	〃
藤井亮輔	高根木戸接骨院	船橋市高根台七の二七の一	〃	〃
講元一行	まごころマッサージ治療院	千葉県花見川区幕張本郷七の五の三七	〃	〃
松井亜希	KEIRO 船橋東ステーション	船橋市習志野台四の七一の一〇	〃	〃
福石みどり	福石みどり	我孫子市栄七の一五	〃	〃
船生光範	なないろ整骨院	船橋市藤原二の二の五九	〃	〃
小野恒靖	大貫小野整骨院	富津市千種新田六七七の三	〃	〃
岡田健郎	KEIRO 取手ステーション	茨城県取手市取手一の一の一三	〃	〃
秋山朋也	すこやか整骨院	茨城県稲敷市西代一、四九五	〃	〃
藤平友美子	鍼灸院てあて	いすみ市日在二、一三三の六	〃	〃
川邊国幸	ブリリアンス治療院	八街市八街ほ二三四の一三	〃	〃
芝崎直之	からだ元気治療院	茂原市高師四九四の一	〃	〃
宮坂龍介	株式会社オガモトライン	東京都中野区弥生町二の四三の二	〃	平成二十九年十一月八日

千葉県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において読み替えて準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

平成三十年五月二十三日	〇二番地 山武郡横芝光町役場	午後三時まで
〃	〃	午前十時三十分から午後三時まで

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

二 計量法施行令第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
銚子市、館山市、茂原市、成田市、旭市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、富里市、香取市、山武市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町並びに長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

三 計量法施行令第十条第二号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市を除く県の区域	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

千葉県告示第二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、流山東部土地改良区は解散した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

千葉県告示第三十号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項及び第八項の規定により、千葉県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

この計画は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第四条第一項に規定する特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関し実施すべき施策に関する計画である。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の海面漁業生産量は、平成二十七年において約十一万二千トンで全国第十一位と全国でも有数の漁獲実績を示している。また、水産加工業も同様に盛んであり、沿岸域においては、水産業は中核的な産業となっている。

このため、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県水域は、黒潮と親潮が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

一方、我が国周辺水域における海洋生物資源の水準は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源も見られ、本県海域においても、一部の海洋生物資源については、資源水準が低位、悪化している。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民への水産物の安定供給のみならず地域経済発展に大きな支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から海洋生物資源の保存管理のため、あわび等の地先の資源をはじめとして、多くの海洋生物資源を対象に資源管理型漁業や栽培漁業の推進等種々の施策を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された本県の漁獲可能量について、適切な管理措置を講ずることとする。

4 そこで漁獲可能量制度を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等保存及び管理のための実効措置を講ずるために、本県漁業者の他県への入漁及び他県漁業者の本県への入漁を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、当該資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データと知見が必要であり、当該データ及び知見の蓄積を図るため、千葉県水産総合研究センターを中心とし、国及び関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

更に、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

する。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理計画の実践等、資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。

1 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた平成二十九年の数量は、次のとおりである。

1	2	3	4	5
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		
さんま	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干		
まあじ	平成二十九年一月から十二月まで	若干		
まいわし	平成二十九年一月から十二月まで	一三、〇〇〇トン		
まさば及びごまさば	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干		
するめいか	平成二十九年四月から平成三十年三月まで	若干		

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた平成三十年の数量は、次のとおりである。

1	2	3	4	5
第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		
さんま	平成三十年七月から平成三十一年六月まで	若干		
まあじ	平成三十年一月から十二月まで	若干		
まいわし	平成三十年一月から十二月まで	一三、〇〇〇トン		
まさば及びごまさば	平成三十年七月から平成三十一年六月まで			
するめいか	平成三十年四月から平成三十一年三月まで			

(注)さんま並びにまさば及びごまさば並びにするめいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

なる期間が開始する前までに設定する。

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 第一種特定海洋生物資源の平成二十九年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとした。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(1) まいわし

ア 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 一〇、〇〇〇トン

イ 定置漁業及び小型定置漁業 若干

2 第一種特定海洋生物資源の平成三十年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とすることとした。

更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(1) まいわし

ア 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 一〇、〇〇〇トン

イ 定置漁業及び小型定置漁業 若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 さんま

定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

また、小型定置漁業については、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

更に、さんま棒受網漁業に係る本県漁業者の他県知事許可による操業について、本県海面以外も含めた漁獲実績の把握に努めるものとする。

2 まあじ

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

千葉県告示第三十一号

- 更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。
- これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
- まいわし
- 3 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。
- また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。
- 更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。
- これらにより、漁獲実績が本県に定められた数量を超えないよう努めるものとする。
- 4 まさば及びびごまさば
- 中型まき網漁業、火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。
- また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。
- 更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。
- これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
- 5 するめいか
- 定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。
- また、小型定置漁業については、原則として従来の統数を維持するように指導する。
- これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
- 更に、五トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業に係る本県漁業者の操業について、本県海面以外も含めた漁獲実績の把握に努め、これらにより資源管理を一層推進させる。
- 五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 既存の漁業者協定等との整合を図りつつ、資源管理事業の充実を図って海洋生物資源の保存及び管理を推進する。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、平成三十年一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川藤野田線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
野田市みずき	前	二五・二〇メートルから	一七五・三六メートル
二丁目五番地		五〇・九〇メートルまで	
先から山崎字			
宿一、八一六番地先まで			
野田市みずき	後	二五・一〇メートルから	七四七・三六メートル
二丁目五番地		五二・九八メートルまで	
先から山崎字			
中地一、九七八番一地先まで			

千葉県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、平成三十年一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 天津小湊田原線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
鴨川市花房字	前	九・九〇メートルから	一一四・四〇メートル
川崎六八三番		一四・〇〇メートルまで	

一地先から六八七番二地先まで	後	一一・〇〇メートルから二〇・九五メートルまで	一一四・四〇メートル
鴨川市花房字中島六四〇番	前	六・一〇メートルから一一・三〇メートルまで	二四〇・四五メートル
二地先から字上貫四〇六番	後	一一・〇五メートルから一四・二〇メートルまで	二四〇・四五メートル
二地先まで	前	六・一〇メートルから一六・二〇メートルまで	六六二・〇〇メートル
鴨川市竹平字家ノ下二〇二	後	一〇・八〇メートルから二四・九〇メートルまで	六六四・六〇メートル
番一地先から太尾字長所三六四番・三六五番合併三地先まで	後		

千葉県告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成三十年一月十九日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び海匠土木事務所において、平成三十年一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道佐原八日市場線	匝瑳市八日市場イ字本町二、四七九番三地先から二、四七七番地先まで

千葉県告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成三十年一月二十二日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課、成田土木事務所及び香取土木事務所において、平成三十年一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間

線	香取郡多古町十余三字澤寄三七一番一二地先から字餅田久保三六九番一九二地先まで
---	--

千葉県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成三十年一月二十二日午後三時から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課、成田土木事務所及び香取土木事務所において、平成三十年一月十九日から三週間、縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名	供用開始の区間
県道成田小見川鹿島港線	香取郡多古町十余三字餅田久保三六九番一九二地先から香取市沢字野口二、四六五番一地先まで

公 告

里山活動協定の変更の認定

千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例(平成十五年千葉県条例第五号)第十八条第一項の規定により、次のとおり里山活動協定の変更が適当である旨を認定した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 里山活動協定の名称
潤井戸の君ヶ谷の森にかかる里山活動協定
- 二 里山活動協定の目的となる土地の区域
市原市潤井戸字君ヶ谷二、〇四四番及び二、〇四五番
- 三 里山活動協定の変更の内容
 - 1 変更前の里山活動協定の名称
潤井戸の君ヶ谷の森にかかる里山活動協定
 - 2 変更後の里山活動協定の名称
潤井戸の君ヶ谷の森にかかる里山活動協定
 - 3 変更前の里山活動協定の有効期間
平成二十一年十月一日から平成二十九年九月三十日まで
 - 4 変更後の里山活動協定の有効期間
平成二十一年十月一日から平成三十二年九月三十日まで
- 四 里山活動協定の変更の認定年月日

平成二十九年十二月五日

宅地建物取引業法に基づく処分

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

宅地建物取引業法第六十六条第一項第九号該当

一 商号 有限会社ハヤテ・プロパティ・マネージメント

二 事務所の所在地 佐倉市上志津一、八三三番地六YMO志津一〇三号

三 代表者の氏名 加山淳司

四 免許番号 千葉県知事(二)第一六〇三一号

五 免許年月日 平成二十七年八月二日

六 処分の内容 平成二十九年十二月二十七日付けで免許取消し

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 千葉市

二 作業種類 公共測量(基準点復旧)

三 作業期間 平成三十年一月十九日から三月三十一日まで

四 作業地域 千葉市中央区松波四丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 船橋市

二 作業種類 公共測量(基準点測量)

三 作業期間 平成二十九年十二月二十一日から平成三十年一月十九日まで

四 作業地域 船橋市東町、米ヶ崎町、高根町及び飯山満町一丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 館山市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 平成二十九年十二月十八日から平成三十年三月三十日まで

四 作業地域 館山市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 松戸市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 平成二十九年十二月二十三日から平成三十年三月三十日まで

四 作業地域 松戸市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 野田市愛宕駅東第一土地区画整理組合

二 作業種類 公共測量(四級基準点測量及び出来形確認測量)

三 作業期間 平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月三十日まで

四 作業地域 野田市野田

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成三十年一月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 市原市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 平成二十九年十二月二十二日から平成三十年三月三十日まで
 四 作業地域 市原市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成三十年一月十九日

一 測量計画機関 市原市

二 作業種類 公共測量(基準点測量)

三 作業期間 平成二十九年十二月十八日から平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域 市原市相川、海士有木、新生、犬成、潤井戸、うるいど南三丁目、うるいど南四丁目、うるいど南六丁目、うるいど南七丁目、大坪、荻作、押沼、勝間、神崎、喜多、久々津、権現堂、下野、瀬又、高倉、高田、滝口、武士、永吉、新堀、番場、東国吉、福増及び山倉

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成三十年一月十九日

一 測量計画機関 柏市

二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 平成二十九年十二月十八日から平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域 柏市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成三十年一月十九日

一 測量計画機関 千葉県安房農業事務所

二 作業種類 公共測量(数値図化)

三 作業期間 平成二十九年十二月八日から平成三十年二月二十日まで

四 作業地域 鴨川市川代、下小原、太尾及び来秀

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年十二月七日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成三十年一月十九日

一 測量計画機関 八街市

二 作業種類 公共測量(三級基準点測量及び街区基準点測量)

三 作業期間 平成二十九年九月十五日から十二月七日まで

四 作業地域 八街市全域

土地区画整理事業の事業計画の変更の案の縦覧

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第一項の規定により、柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり縦覧に供する。
 平成三十年一月十九日

一 縦覧期間 平成三十年一月二十三日から二月五日まで

二 縦覧場所 千葉県柏区画整理事務所(柏市若柴一六〇番地一)

三 縦覧時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成30年1月19日

1 入札に付する事項 千葉県総合教育センター所長 安藤 久彦

(1) 購入等件名及び数量 千葉県総合教育センター庁舎管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 履行場所 千葉県美浜区若葉二丁目13番地 千葉県総合教育センター

<p>(日) 平成30年1月19日</p> <p>(金) 平成30年1月19日</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について、同項の登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 清掃業務については、平成26年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の清掃業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>(8) 電気・機械設備等保守運転管理業務については、平成26年4月1日以降において、12箇月以上継続して、3,000平方メートル以上の面積の電気・機械設備等保守運転管理業務契約を元請として締結し、当該業務を履行した実績を有すること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒261-0014 千葉県美浜区若葉二丁目13番地 千葉県総合教育センター総務課 電話043(276)1166</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 平成30年1月19日から2月2日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで</p>	<p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成30年3月2日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成30年3月2日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成30年3月5日午前10時 千葉県総合教育センター本館2階201会議室</p> <p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」及び「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県総合</p>
---	--

教育センター所長から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札参加資格の確認

ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 平成30年2月2日午後5時

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 平成30年2月2日午後5時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県総合教育センター所長が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、平成30年度歳入歳出予算が平成30年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。

(10) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削減があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(11) その他 詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Total maintenance and operation of Chiba General Education Center including cleaning and engineer-

ing(1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 2 March, 2018

(3) Contact point for the notice: Chiba General Education Center, 2-13 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 261-0014 Japan TEL 043-276-1166

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年1月19日

千葉県水道局葛南工業用水道事務所長 山 岡 進

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 東葛・葛南地区工業用水道南八幡浄水場で使用する電力 予定電力量 4, 015, 000キロワット時

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 市川市南八幡二丁目23番1号 千葉県水道局葛南工業用水道事務所南八幡浄水場

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、各社において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を併せて記載すること(小数点以下を含むことができる。)

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

<p>(日) 平成30年1月19日 (金) 曜日</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県水道局葛南工業用水道事務所総務課 電話047(378)4477</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 平成30年1月19日から2月9日まで(千葉県の休日に開する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成30年3月1日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成30年3月1日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成30年3月2日午前10時 千葉県水道局葛南工業用水道事務所</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 千葉県水道局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6号。以下「財務規程」という。)第153条の規定によるものとする。</p> <p>イ 契約保証金 財務規程第145条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県水道局葛南工業用水道事務所長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成30年2月9日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p>	<p>ることができない。</p> <p>(ア) 提出期限 平成30年2月9日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品等を提供できると千葉県水道局葛南工業用水道事務所長が判断した入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、平成30年度工業用水道事業会計予算が平成30年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity to be consumed at Chiba Prefectural Waterworks Bureau Minamiyawata Industrial Water Purification Plant; Estimated consumption of electric power, 4,015,000kWh/year</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 1 March, 2018</p> <p>(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Katsunan Industrial Water Office, Chiba Prefectural Waterworks Bureau, 2-23-1 Minamiyawata, Ichikawa-shi, Chiba Prefecture, 272-0023 Japan TEL 047-378-4477</p> <p>落札者等の公告 次のとおり落札者等について公告する。 平成30年1月19日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄 治</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p>
---	--

①食品衛生管理システム・環境衛生管理システム用機器貸借 一式 ②千葉県健康福祉部衛生指導課 千葉市中央区市場町1番1号 ③平成29年12月20日 ④日立キヤピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号 ⑤49,669,200円 ⑥一般競争入札 ⑦平成29年11月6日

購読料

月ぎめ
一部
三〇〇円 (送料を含む。)

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八